

甲良町出産祝い金支給申請書（様式第1号）を、出生（転入）後120日（4ヶ月）以内に、子育て支援センターへ提出してください。

教育委員会にて、保育料等の納付確認をさせていただきます。

滞納なし

滞納あり

※ 一部例外あり

- 出産祝い金支給決定通知書（様式第3号）
- 出産祝い金支給請求書（様式第5号）が送付されます。

出産祝い金却下決定通知書（様式第4号）が送付されます。
（出産祝い金は支給されません。）

甲良町出産祝い金支給請求書（様式第5号）を子育て支援センターへ提出してください。

請求書提出の約一か月後、ご指定の口座に出産祝い金（3万～10万円）が振り込まれます。

【支給要件】

- 甲良町に住所を有する者
- 申請時において対象となる父母または監護者に保育料、幼稚園使用料、給食費、通園バス使用料、児童クラブ利用料等の滞納がない者
- 一部滞納があっても、教育委員会において分納合意等により納付期限が延長されている、かつ、履行されている者